

「第3期千葉市貧困対策アクションプラン(案)」に対する意見の概要と市の考え方

資料2-2

・ご意見の一部は、趣旨を損なわない範囲で整理又は要約しています。

No.	修正後の該当ページ	該当箇所	意見	市の考え方	修正の有無	修正前文案	修正文案
1	p. 1	第1章 千葉市貧困対策アクションプランの策定について 1 策定の趣旨	生活保護を「最後のセーフティネット」と表記した場合、現行の生活保護で対応できない場合は、行政では対応しないと解釈できるため、「最後のセーフティネット」という文言は削除するべきである。	生活困窮者自立支援法（以下「法」と言います。）は、その制定過程において、社会保険制度や労働保険制度を「第1のセーフティネット」、生活保護を「第3の」あるいは「最後のセーフティネット」と位置づけ、「第2のセーフティネット」を抜本的に拡充するものとして創設されました。本市においても、生活保護者が増加していた背景があるため、当時の法制定趣旨を踏まえ、記載しているものであることから、原案のとおりといたします。 なお、生活保護を受給するためには、定められた基準を満たす必要がありますが、生活困窮者自立支援制度は、相談支援を主たる支援の方法としており、対象者の明確な基準がありません。そのため、生活保護の申請を希望しなかった場合や、生活保護が廃止になった場合には、生活自立・仕事相談センターと連携して対応いたします。	無	千葉市における生活保護の受給者数は、平成19年度（2007年度）の約1万2千人から平成24年度（2012年度）には約1万8千人に急増する等しており、 最後のセーフティネットである生活保護 に陥る前の支援策の強化が必要不可欠な状況にありました。	
2	p. 1	第1章 千葉市貧困対策アクションプランの策定について 1 策定の趣旨	「相対的貧困率」に関する注釈をつけてほしい。	当該ページの脚注として、相対的貧困率に対する説明を追記いたします。	有	一方で、千葉市における生活困窮者の状況は、生活保護受給者数が令和6年（2024年）4月に21,305人となり、千葉市全体の人口に占める割合が2％を超える状況にあること、全国の 相対的貧困率 は令和4年（2022年）に実施した国民生活基礎調査で15.4％（令和3年（2021年）時）であり、7人に1人が貧困状態にあること、生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度（2019年度）よりも増加していることから、生活困窮状態に陥るおそれのある方がまだ多くいることが想定され、市民の生活の安定と自立に向けた支援をより一層進めていく必要があります。	厚生労働省は、「国民生活基礎調査（貧困率）よくあるご質問」において、相対的貧困率を「一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合」としています。「貧困線」は、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を言います。これらの算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づいたものです。なお、世帯の可処分所得はその世帯の世帯人員に影響されるので、世帯人員で調整する必要がありますが、生活水準を考えた場合、世帯人員が少ない方が生活コストが割高になることを考慮し、「世帯人員の平方根」で割ることにしています。（2ページの【参考】図を参照）
3	p. 2	第1章 千葉市貧困対策アクションプランの策定について 2 本プランの対象者等 （1）本プランの対象者	該当ページの上から5～6行目の「所得についての客観的な指標からすれば貧困 とは言えないものの、生活困窮状態にある世帯もあります。」の下線部の表現について、「世帯もありません。」の方が表現として適切ではないか。	ご指摘のとおり、修正いたします。	有	貧困についての客観的な概念としては、所得が低く、衣食住に事欠く等、人間らしい生活から程遠い状態にある「絶対的貧困」と、全人口の等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯員の割合を示す「相対的貧困」とがありますが、「生活自立・仕事相談センター」への相談者の中には、「相対的貧困」の状況以上の所得はあるものの、家計管理の問題から消費に所得が追いつかず、家計が逼迫している世帯等のように、所得についての客観的な指標からすれば貧困とは言えないものの、 生活困窮状態にある世帯もあります。	貧困についての客観的な概念としては、所得が低く、衣食住に事欠く等、人間らしい生活から程遠い状態にある「絶対的貧困」と、全人口の等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯員の割合を示す「相対的貧困」とがありますが、「生活自立・仕事相談センター」への相談者の中には、「相対的貧困」の状況以上の所得はあるものの、家計管理の問題から消費に所得が追いつかず、家計が逼迫している世帯等のように、所得についての客観的な指標からすれば貧困とは言えないものの、 生活困窮状態にある世帯もあります。
4	p. 15	第2章 現状と策定に向けた課題の整理 2 第2期千葉市貧困対策アクションプランの評価と今後の課題	「一方で、 <u>長期化した新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した世帯を対象とした生活福祉資金の特例貸付に関する償還が令和5年1月から順次開始していることや物価高騰などにより、生活状況が不安定な方の引き続き存在していることが想定され、さらなる取組みを推進する必要があります</u> 」との記載があります。」を「一方で、 <u>新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の特例貸付に関する償還が令和5年1月から順次開始していることや物価高騰などにより、生活状況が不安定な方の引き続き存在していることが想定され、さらなる取組みを推進する必要があります</u> 。」と表現を改めた方が文章として理解しやすいのではないか。	新型コロナウイルスによる生活福祉資金の特例貸付と新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」と言います。）は別の制度になります。自立支援金は、千葉県社会福祉協議会で実施していた生活福祉資金の特例貸付を終了してもなお、生活に困窮している世帯に対し、収入や資産に関する要件及び求職活動要件など一定に要件を満たした方への支援金です。そのため、支給後に要件を満たしていることが確認された場合には返還していただく必要はありません。 一方で、生活福祉資金の特例貸付は、新型コロナウイルスによる影響によって、収入が減少した世帯等に対して、千葉県社会福祉協議会が実施する貸付制度であるため、償還する必要があります。ただし、借受人・世帯主の両方が住民税非課税の場合など、償還が免除される場合や返済期間を遅らせる猶予などが可能な場合もあります。 以上から、ご提案いただいた内容とは異なる制度の説明であるため、原案どおりとします。	無	一方で、 長期化した新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した世帯を対象とした生活福祉資金の特例貸付に関する償還 が令和5年1月から順次開始していることや物価高騰などにより、生活状況が不安定な方の引き続き存在していることが想定され、さらなる取組みを推進する必要があります。	

No.	修正後の該当ページ	該当箇所	意見	市の考え方	修正の有無	修正前文案	修正文案
5	p. 15	第2章 現状と策定に向けた課題の整理 2 第2期千葉市貧困対策アクションプランの評価と今後の課題 (1) 包括的・早期的な支援に向けた取組み ア 予防的施策の充実	「また、高齢世帯が増加している中、フレイルの改善や更なる進行の予防は非常に重要であり、要介護状態に陥ることによる生活困窮状態になることを避けるためにも <u>早期に適切な改善</u> がなされるべきです。」との下線部の記載について、「 <u>適切に改善されるよう対処します。</u> 」など、主体を明確した表現にすべきである。	ご指摘のとおり、本計画は行政計画であるため、行政が主体とした記載内容に改めます。 そのため、行政が主体となる表現になるよう修正いたします。	有	また、高齢世帯が増加している中、フレイルの改善や更なる進行の予防は非常に重要であり、要介護状態に陥ることによる生活困窮状態になることを避けるためにも <u>早期に適切な改善がなされるべきです。</u>	また、高齢世帯が増加している中、フレイルの改善や更なる進行の予防は非常に重要であり、要介護状態に陥ることによる生活困窮状態になることを避けるためにも <u>早期に適切な対応策を図る必要があります。</u>
6	p. 17 p. 19 p. 20	第2章 現状と策定に向けた課題の整理 2 第2期千葉市貧困対策アクションプランの評価と今後の課題 (2) 地域づくりのための取組み ア 地域のネットワークづくり 3 市民意識調査及び関係機関等への調査について (1) 市民意識調査	「地域による様々な目による見守りが必要」としていることに対し、①何故継続的の支援ができないのか、②本人は困りごとを感じておらず相談につながらない場合とはどういう場合か、という説明がない状態では、記載内容が適切か否かの判断が困難なのではないか。 また、市民意識調査（WEBアンケート）の結果を踏まえて記載されているのであれば、WEBアンケートの回答者と計画の対象としている生活困窮者では、収入などの生活水準が異なると考えられるため、施策の方向性が誤ってしまうのではないか。	① 継続的の支援につながらなかった理由としては次のような場合が考えられます。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の社会福祉協議会の取組みとして実施していた生活福祉資金の特例貸付がありますが、この貸付を申請する場合は、生活自立・仕事相談センターへの相談が必要とされました。この貸付の申請者が多かったため、生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数が増加しました。これにより、様々なきっかけによって生活困窮に陥ってしまう世帯が多数あることが確認できたものの、このような制度を活用することにより当面の生活状況が改善した場合、支援が途切れてしまう事例がありました。地域活動困難な状況に陥った場合は、特にそのような世帯の変化に気付きにくい状況が発生してしまうことから、平時から支援の必要性の有無を把握するなどの継続的な見守りが必要であると考えております。 ② 本人は困りごとを感じておらず相談につながらない場合については、次のような場合が考えられます。 まず、客観的には支援が必要であると考えられる場合であっても、本人が自ら望む生活ができていると考えており、自身の取り巻く現状に不満を感じていない場合があります。そのような方とは別に、病気や社会的孤立状態に陥ってしまった結果、ご自身を取り巻く現状を困りごととして捉えられていない場合もあります。 どちらの場合もご本人が支援を望んでいないという状況は同じであり、支援につなげることが困難な場合があります。そのため、生活困窮者自立支援法では、本人を取り巻く環境を整える「地域づくり」を理念の一つとして掲げております。 本人が支援を望んだときに、すぐに支援につなげられるようにすることはその地域づくりの一環と考えており、関係機関を含めた様々な目で見守りをしていく必要があります。そのため、地域の様々な目による見守りは、法の理念の具体化であり、WEBアンケートの結果のみを重視した記載ではありません。 なお、WEBアンケートは、過去のアクションプランを策定した際にも同様の調査を行っております。各設問単独や今回の全体傾向のみで分析するだけでなく、過去のアンケート結果による総合的な分析になどに活用して参ります。 上記を受け、より分かりやすい表現となるよう改めます。	有	一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新規相談受付数は増加したものの、継続的な支援につながらないケースも多数あることや、地域活動が困難な状況に陥った場合の取組方法などについて課題があります。 また、客観的には支援が必要な状況だと考えらえるが、本人は困りごとを感じておらず相談につながらない場合もあり、地域による様々な目による見守りが必要です	一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新規相談受付数が増加したことから、様々なきっかけで生活困窮状態に陥ってしまう世帯が多数あることがわかりました。このような世帯の中には、生活福祉資金の特例貸付の活用などにより一時的な資金需要を満たすことで生活状況が改善され、継続的な支援につながらないケースも多数ありましたが、再び生活困窮状態に陥ってしまう恐れがある世帯の存在も想定されます。地域活動が困難な状況に陥った場合は、特にそのような世帯の変化に気付きにくい状況が発生してしまうことから、平時から支援の必要性の有無を把握するなどの継続的な見守りに課題があります。また、客観的には支援が必要な状況だと考えられるものの、本人は困りごとを感じることができておらず相談につながらない場合もあると考えられます。そのため、地域の様々な目による見守りを常日頃から行える取組みや体制づくりが必要です。
7	p. 33	第2章 現状と策定に向けた課題の整理 3 市民意識調査及び関係機関等への調査について (3) 生活自立・仕事相談センターへのヒアリング結果 ウ 今後の支援の在り方 (ア) 生活困窮者の把握	「自ら支援を求める力が低下している。」という言葉の意味するところがわからないため、この表現が適切であるかの判断が困難である。 また、「生活に困っていると感じる」ことができていない」という表現の意味するところが分からないため、説明してほしい。	ご指摘いただいた内容を受け、より分かりやすい表現となるよう改めます。	有	そのような方の中には自ら支援を求める力が低下している場合や自分自身では生活に困っていると感じる事ができていないまま生活をしている場合があります。	そのような方の中には自ら支援を求める力が低下している場合や自分自身では生活に困っていると感ずることができていないまま生活をしている場合もあり、市の支援につながっていないことがあります。

No.	修正後の該当ページ	該当箇所	意見	市の考え方	修正の有無	修正前文案	修正文案
8	p. 35	第2章 現状と策定に向けた課題の整理 3 市民意識調査及び関係機関等への調査について (4) 相談センターの取組事例	出張相談会を開催の仕方として、様々な人が出入りする規模の大きいスーパーマーケットのスペースや、民間マンションの自治会、管理組合の協力を得て実施する方法を提案したい。	過去の生活自立・仕事相談センターへの相談実績などを基に、市営住宅やUR団地など、生活に困窮している方が比較的多いと考えられる場所を中心に、出張相談を実施しています。 また、市内の商業施設などで、出張相談を実施している事例もありますので、今後、いただいたご意見を参考にし、様々な場所以で出張相談を実施できるよう検討して参ります。	無	相談センターは市内の全ての区の保健福祉センター内に設置されましたが、保健福祉センターから離れた地区もあります。そのため、そのような地区の相談対応を実施するため、公民館やいきいきプラザで出張相談を実施しています。 また、市営住宅やUR団地の集会所や商業施設のスペースを間借りして実施することもあります。	
9	p. 40	第2章 現状と策定に向けた課題の整理 4 これまでの取り組みから見える課題の整理 (1) 包括的・早期的な支援に向けた取組み	「貯金等の減少や喪失」が最も高い割合で56.5%となりましたが、貯金等の減少や喪失に至る要因としては世帯主の傷病による離職、収入減少等が考えられます」と記載されています。世帯主の傷病→働きによる収入の減少や喪失→貯蓄の減少や喪失の図式はある程度想定できますが、市民全体でみると、世帯主の傷病が貯蓄の減少や喪失の主要因ではないと思います。	該当する資料は、生活保護を申請する際に相談者から聞き取った内容を集計した統計資料であり、項目は国から示されたものとなります。その集計によると、生活保護を申請する理由は、世帯主の傷病が要因となり、世帯の収入が減少に至っている割合が相対的に高いことが確認できます。ご指摘のとおり、生活自立・仕事相談センターに相談に来る方は、生活保護の申請に来る方と比較すると相談理由は多様であると考えられますが、予防的施策として、傷病状態に陥るリスクを低減させるための施策を推進することは重要であると考えております。 以上のことから、原案どおりとします。	無	生活保護の開始理由では「世帯主の傷病」が3番目に多く、9.1%となっています。「貯金等の減少や喪失」が最も高い割合で56.5%となりましたが、貯金等の減少や喪失に至る要因としては世帯主の傷病による離職、収入減少等が考えられます。 したがって、生活困窮状態に陥らないためには、傷病状態に陥るリスクを低減させることが重要であり、そのための取組みが必要です。	
10	p. 47	第3章 貧困対策を推進するための施策 【貧困対策を推進するための施策体系】 2 地域づくりのための取組み (1) 地域のネットワークづくり	第2期貧困対策アクションプランの2本柱としており、第3期でも柱と位置付けている「包括的・早期的な支援に向けた取組み」や「地域づくりのための取組み」については、新規の取組項目がない。 一方で、「多機関が機能的に連携するための取組み」については、新規や拡充などの取組みがあるが、これ自体が新規取組項目ではないのか。 冒頭に記載されている「全ての個人が自立と尊厳を確保できる社会に向けて、第2期プランの2本の柱である「包括的・早期的な支援に向けた取組み」と「地域づくりのための取組み」に加え、「多機関が機能的に連携するための取組み」を推進します」としており、誤解を招く表現ではないか。 また、「包括的・早期的な支援に向けた取組み」と「地域づくりのための取組み」に新規取組項目がないのは、市としてのレビューが不足しているからではないか。	生活困窮者自立支援法が改正され、関係機関等との連携が明文化されました。 これを受け、本市では福祉的な支援として、第2期では「包括的・早期的な支援に向けた取組み」の柱の中で整理し、個々の事業を相互に連携させていく取組みを進めていましたが、第3期では「多機関が機能的に連携するための取組み」を取組項目よりも大きな概念である「柱」として捉え、加えることとしました。 また、「包括的・早期的な支援に向けた取組み」は被支援者が中心となる取組み、「地域づくりのための取組み」は地域住民が中心となる取組み、「多機関が機能的に連携するための取組み」では、支援者同士の連携が中心となる取組みとして整理しました。 そのため、原案どおりとします。 一方で、ご指摘のとおり「包括的・早期的な支援に向けた取組み」については、拡充内容こそあるものの新規の取組みはありませんが、第2期プランよりも多くの事業を掲載することとしました。これらの事業は、本市として既に実施済みの事業であることから、プラン上は新規の取り扱いとはいたしましたが、困窮対策との関連の中で新しい取り組みができるように実施して参ります。 また、「地域づくりのための取組み」についてもご指摘のとおり、拡充内容こそあるものの、新規の取組みはない状況です。生活困窮者の課題は複合化しており、支援対象者を取り巻く環境をつくっていく地域づくりは非常に重要です。しかし、生活困窮者自立支援制度は、本人の課題解決能力を高める支援であることを支援の中心にした制度であるため、課題解決に時間を要してしまうことや、コロナ対応も加わり、地域づくりの重要性は認識しつつも、なかなか取組みが進められていない状況にあったため、既存の取組みを着実に実施していく方針としました。 本プランの35ページ以降に紹介しているとおり、生活自立・仕事相談センターが全区設置となり、自身の強みを生かした地域づくりへの取組みが増えてきています。現状は各々のセンターが個別に取組みを実施してきておりますが、それを全センターへ広げていけるように取り組んで参ります。	無	略	

No.	修正後の 該当 ページ	該当箇所	意見	市の考え方	修正の 有無	修正前文案	修正文案																								
11	p. 53 p. 78	第3章 貧困対策を推進するための施策 【施策の一覧(概要)】 1－(3) 相談体制の充実 No.16 L G B T 専門相談の実施 【施策の一覧(具体的な取組内容)】 1－(3) 相談体制の充実 No.16 L G B T 専門相談の実施	①LGBTに対し、市が窓口を設ける必要はないのではないか。また、該当者に不利益になる社会構造でもないため、行政としてどのような相談に乗るのかわかりづらい。また、②LGBTと貧困の関係が結び付かない。	① 市では、年齢・性別・国籍・障害の有無・性的指向等に関わらず、誰もが個性を認め合い、活かし、活躍できるよう、多様性を活かしたインクルーシブなまちづくりを推進しております。 以前から行っている女性相談・男性相談は、LGBT当事者にとって、「女性」「男性」用の相談と捉え、相談しにくい状況が見受けられたため、令和元年11月よりLGBT専門の相談窓口を開設し、性の多様性について理解のある相談員が、性自認や性的指向に起因する様々な悩みなどの相談に応じています。 ②生活困窮者自立支援制度は、いわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することとしています。そのため、その方の生きづらさをご本人のニーズとして捉え、それを起点にして、その方の尊厳を守りながら支援を組み立てていく相談支援を主な支援の手法としています。 LGBTの方は、無理解や偏見等により周囲に相談しづらく、社会的孤立状態に陥ってしまうリスクが考えられるため、生活困窮につながる可能性のある相談窓口の一つとして、本プランにおける取り組みの一つとしています。 以上のことから、原案どおりといたします。	無	<table><tr><th colspan="2">L G B T 専門相談の実施</th><th>男女共同参画課</th></tr><tr><td colspan="3">日常生活においてLGBT当事者やその周囲の方が抱える悩みなどを解消するため、L G B T 専門の相談を行います。</td></tr><tr><th>取組内容</th><th>現況</th><th>令和11 年度末目標</th></tr><tr><td>性の多様性について理解のある相談員が、LGBT 当事者やその周囲の方からの相談を、電話及びLINE で受け、適切に対応します。</td><td>毎月第1 月曜日 19:00～22:00 第3 日曜日 10:30～13:30 の日程で実施しています。</td><td>引き続き、日常生活においてL G B T 当事者やその周囲の方が抱える悩みなどを解消するため、L G B T 専門の相談を実施します。</td></tr></table>	L G B T 専門相談の実施		男女共同参画課	日常生活においてLGBT当事者やその周囲の方が抱える悩みなどを解消するため、L G B T 専門の相談を行います。			取組内容	現況	令和11 年度末目標	性の多様性について理解のある相談員が、LGBT 当事者やその周囲の方からの相談を、電話及びLINE で受け、適切に対応します。	毎月第1 月曜日 19:00～22:00 第3 日曜日 10:30～13:30 の日程で実施しています。	引き続き、日常生活においてL G B T 当事者やその周囲の方が抱える悩みなどを解消するため、L G B T 専門の相談を実施します。													
L G B T 専門相談の実施		男女共同参画課																													
日常生活においてLGBT当事者やその周囲の方が抱える悩みなどを解消するため、L G B T 専門の相談を行います。																															
取組内容	現況	令和11 年度末目標																													
性の多様性について理解のある相談員が、LGBT 当事者やその周囲の方からの相談を、電話及びLINE で受け、適切に対応します。	毎月第1 月曜日 19:00～22:00 第3 日曜日 10:30～13:30 の日程で実施しています。	引き続き、日常生活においてL G B T 当事者やその周囲の方が抱える悩みなどを解消するため、L G B T 専門の相談を実施します。																													
12	p. 53 p. 80	第3章 貧困対策を推進するための施策 【施策の一覧(概要)】 1－(3) 相談体制の充実 No.20 外国人総合相談窓口の実施 【施策の一覧(具体的な取組内容)】 1－(3) 相談体制の充実 No.20 外国人総合相談窓口の実施	生活保護対象は国民であるので、外国人総合相談窓口の対象者について、受付時に身分証の提示を義務化し、精査してもらいたい。	外国人総合相談窓口での相談内容は、生活困窮に限らず、医療、介護、就労、子育て、日本語教育等生活全般に関するものであり、千葉市での生活に悩みを抱える外国人市民が気軽に相談できる環境を提供するためにも、相談受付の際に一律に身分証の提示を求めることは行いません。 以上のことから、原案どおりといたします。	無	<table><tr><th colspan="2">外国人総合相談窓口の実施</th><th>国際交流課</th></tr><tr><td colspan="3">外国人市民の安心安全なくらしを支援するため、多言語での生活全般に関する相談への対応や情報提供、適切な機関への仲介等を実施します。</td></tr><tr><th>取組内容</th><th>現況</th><th>令和11 年度末目標</th></tr><tr><td>外国人市民の安心安全なくらしを支援するため、多言語での生活全般に関する相談への対応や情報提供、適切な機関への仲介等を実施します。</td><td>R5 年度実績：1,736 件 R6 年度8 月末時点実績：921 件 ※R6 年9 月より、外国人総合相談窓口である千葉市国際交流プラザが移転したため、相談窓口に滞りがないよう、周知に努めています。</td><td>外国人の増加が予想されることから、それに伴い、相談件数も増やします。</td></tr></table>	外国人総合相談窓口の実施		国際交流課	外国人市民の安心安全なくらしを支援するため、多言語での生活全般に関する相談への対応や情報提供、適切な機関への仲介等を実施します。			取組内容	現況	令和11 年度末目標	外国人市民の安心安全なくらしを支援するため、多言語での生活全般に関する相談への対応や情報提供、適切な機関への仲介等を実施します。	R5 年度実績：1,736 件 R6 年度8 月末時点実績：921 件 ※R6 年9 月より、外国人総合相談窓口である千葉市国際交流プラザが移転したため、相談窓口に滞りがないよう、周知に努めています。	外国人の増加が予想されることから、それに伴い、相談件数も増やします。													
外国人総合相談窓口の実施		国際交流課																													
外国人市民の安心安全なくらしを支援するため、多言語での生活全般に関する相談への対応や情報提供、適切な機関への仲介等を実施します。																															
取組内容	現況	令和11 年度末目標																													
外国人市民の安心安全なくらしを支援するため、多言語での生活全般に関する相談への対応や情報提供、適切な機関への仲介等を実施します。	R5 年度実績：1,736 件 R6 年度8 月末時点実績：921 件 ※R6 年9 月より、外国人総合相談窓口である千葉市国際交流プラザが移転したため、相談窓口に滞りがないよう、周知に努めています。	外国人の増加が予想されることから、それに伴い、相談件数も増やします。																													
13	p. 87	第3章 貧困対策を推進するための施策 【施策の一覧(具体的な取組内容)】 2 地域づくりのための取組み (1) 地域のネットワークづくり No.1 「地域住民等の変化に気付く意識の醸成」	「町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、N P O 法人等(以下、この項目において「町内自治会等」と言います。)」という記載が「取組内容」、「現況」、「令和11年度末目標」に記載されているため、最初に「「町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、N P O 法人等(以下、この項目において「町内自治会等」と言います。)」とし、「取組内容」、「現況」、「令和11年度末目標」に反映させるべきではないか。	ご指摘のとおり改めます。	有	<table><tr><th colspan="2">地域住民等の変化に気付く意識の醸成</th><th>保護課</th></tr><tr><td colspan="3">日々の活動を通して地域住民の変化に気付けるよう、町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、N P O 法人等との連携を推進します。</td></tr><tr><th>取組内容</th><th>現況</th><th>令和11 年度末目標</th></tr><tr><td>町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、N P O 法人等への生活困窮者支援に関わる説明会等を実施し、地域住民等の変化に気付く意識の醸成を図ります。</td><td>町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、N P O 法人等への生活困窮者支援に関わる周知等は十分に出来ていない状況にあります。</td><td>地域住民、町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、N P O 法人等により、身近な圏域で変化に気付く、必要な方に必要な支援が届くようになります。</td></tr></table>	地域住民等の変化に気付く意識の醸成		保護課	日々の活動を通して地域住民の変化に気付けるよう、 町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、N P O 法人等との連携 を推進します。			取組内容	現況	令和11 年度末目標	町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、N P O 法人等 への生活困窮者支援に関わる説明会等を実施し、地域住民等の変化に気付く意識の醸成を図ります。	町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、N P O 法人等 への生活困窮者支援に関わる周知等は十分に出来ていない状況にあります。	地域住民、町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、N P O 法人等 により、身近な圏域で変化に気付く、必要な方に必要な支援が届くようになります。	<table><tr><th colspan="2">地域住民等の変化に気付く意識の醸成</th><th>保護課</th></tr><tr><td colspan="3">日々の活動を通して地域住民の変化に気付けるよう、町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、N P O 法人等(以下、この項目において「町内自治会等」と言います。)との連携を推進します。</td></tr><tr><th>取組内容</th><th>現況</th><th>令和11 年度末目標</th></tr><tr><td>町内自治会等への生活困窮者支援に関わる説明会を実施し、地域住民等の変化に気付く意識の醸成を図ります。</td><td>町内自治会等への生活困窮者支援に関わる周知等は十分に出来ていない状況にあります。</td><td>町内自治会等により、身近な圏域で変化に気付く、必要な方に必要な支援が届くようになります。</td></tr></table>	地域住民等の変化に気付く意識の醸成		保護課	日々の活動を通して地域住民の変化に気付けるよう、 町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、N P O 法人等(以下、この項目において「町内自治会等」と言います。) との連携を推進します。			取組内容	現況	令和11 年度末目標	町内自治会等 への生活困窮者支援に関わる説明会を実施し、地域住民等の変化に気付く意識の醸成を図ります。	町内自治会等 への生活困窮者支援に関わる周知等は十分に出来ていない状況にあります。	町内自治会等 により、身近な圏域で変化に気付く、必要な方に必要な支援が届くようになります。
地域住民等の変化に気付く意識の醸成		保護課																													
日々の活動を通して地域住民の変化に気付けるよう、 町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、N P O 法人等との連携 を推進します。																															
取組内容	現況	令和11 年度末目標																													
町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、N P O 法人等 への生活困窮者支援に関わる説明会等を実施し、地域住民等の変化に気付く意識の醸成を図ります。	町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、N P O 法人等 への生活困窮者支援に関わる周知等は十分に出来ていない状況にあります。	地域住民、町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、N P O 法人等 により、身近な圏域で変化に気付く、必要な方に必要な支援が届くようになります。																													
地域住民等の変化に気付く意識の醸成		保護課																													
日々の活動を通して地域住民の変化に気付けるよう、 町内自治会(町内自治会と同様の組織として位置づけられたマンション管理組合を含む。)、民生委員・児童委員、企業、N P O 法人等(以下、この項目において「町内自治会等」と言います。) との連携を推進します。																															
取組内容	現況	令和11 年度末目標																													
町内自治会等 への生活困窮者支援に関わる説明会を実施し、地域住民等の変化に気付く意識の醸成を図ります。	町内自治会等 への生活困窮者支援に関わる周知等は十分に出来ていない状況にあります。	町内自治会等 により、身近な圏域で変化に気付く、必要な方に必要な支援が届くようになります。																													
14	p. 93	第3章 貧困対策を推進するための施策 【施策の一覧(具体的な取組内容)】 2 地域づくりのための取組み (3) 住民の理解促進 No.3 「民生委員・児童委員への相談機関の周知」	民生委員・児童委員への相談機関の周知において、「現況」と「令和11年度末目標」の内容は同じであり、取組内容に記載されている「相談機関の周知」が反映されていないのではないか。	ご指摘を踏まえ、「現況」及び「令和11年度末目標」の記載を改めます。	有	<table><tr><th colspan="2">民生委員・児童委員への相談機関の周知</th><th>地域福祉課</th></tr><tr><td colspan="3">民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。</td></tr><tr><th>取組内容</th><th>現況</th><th>令和11 年度末目標</th></tr><tr><td>民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。</td><td>各福祉施策やその他の施策等、民生委員・児童委員が円滑に活動するにあたり把握すべき制度については、常務会や理事会等を通じ、周知を図っています。</td><td>引き続き、各福祉施策やその他の施策等、民生委員・児童委員が円滑に活動するにあたり把握すべき相談機関について、常務会や理事会等を通じて、周知を図っています。</td></tr></table>	民生委員・児童委員への相談機関の周知		地域福祉課	民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。			取組内容	現況	令和11 年度末目標	民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。	各福祉施策やその他の施策等、民生委員・児童委員が円滑に活動するにあたり 把握すべき制度 については、常務会や理事会等を通じ、周知を図っています。	引き続き、各福祉施策やその他の施策等、民生委員・児童委員が円滑に活動するにあたり 把握すべき相談機関について 、常務会や理事会等を通じて、周知を図っています。	<table><tr><th colspan="2">民生委員・児童委員への相談機関の周知</th><th>地域福祉課</th></tr><tr><td colspan="3">民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。</td></tr><tr><th>取組内容</th><th>現況</th><th>令和11 年度末目標</th></tr><tr><td>民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。</td><td>各福祉施策やその他の施策等、民生委員・児童委員が円滑に活動するにあたり把握すべき相談機関について、常務会や理事会等を通じて、周知を図っています。</td><td>引き続き、民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。</td></tr></table>	民生委員・児童委員への相談機関の周知		地域福祉課	民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。			取組内容	現況	令和11 年度末目標	民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。	各福祉施策やその他の施策等、民生委員・児童委員が円滑に活動するにあたり 把握すべき相談機関について 、常務会や理事会等を通じて、周知を図っています。	引き続き、民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、 民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知 を図ります。
民生委員・児童委員への相談機関の周知		地域福祉課																													
民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。																															
取組内容	現況	令和11 年度末目標																													
民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。	各福祉施策やその他の施策等、民生委員・児童委員が円滑に活動するにあたり 把握すべき制度 については、常務会や理事会等を通じ、周知を図っています。	引き続き、各福祉施策やその他の施策等、民生委員・児童委員が円滑に活動するにあたり 把握すべき相談機関について 、常務会や理事会等を通じて、周知を図っています。																													
民生委員・児童委員への相談機関の周知		地域福祉課																													
民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。																															
取組内容	現況	令和11 年度末目標																													
民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知を図ります。	各福祉施策やその他の施策等、民生委員・児童委員が円滑に活動するにあたり 把握すべき相談機関について 、常務会や理事会等を通じて、周知を図っています。	引き続き、民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、 民生委員児童委員協議会における常務会や理事会等を通じて、相談機関の周知 を図ります。																													

No.	修正後の 該当 ページ	該当箇所	意見	市の考え方	修正の 有無	修正前文案	修正文案																								
15	p. 116	参考資料② WEBアンケート結果	回答者の属性において、居住区に偏りがあるため、他の手段も検討する必要があるのではないか。	貴重なご意見として、今後の計画策定や推進にあたり、参考にさせていただきます。	無	<table><tr><th colspan="3">居 住 区</th></tr><tr><td>中央区</td><td>321</td><td>16.7%</td></tr><tr><td>花見川区</td><td>314</td><td>16.4%</td></tr><tr><td>稲毛区</td><td>310</td><td>16.1%</td></tr><tr><td>若葉区</td><td>162</td><td>8.4%</td></tr><tr><td>緑区</td><td>254</td><td>13.2%</td></tr><tr><td>美浜区</td><td>496</td><td>25.8%</td></tr><tr><td>市内在勤・在学</td><td>63</td><td>3.3%</td></tr></table>	居 住 区			中央区	321	16.7%	花見川区	314	16.4%	稲毛区	310	16.1%	若葉区	162	8.4%	緑区	254	13.2%	美浜区	496	25.8%	市内在勤・在学	63	3.3%	
居 住 区																															
中央区	321	16.7%																													
花見川区	314	16.4%																													
稲毛区	310	16.1%																													
若葉区	162	8.4%																													
緑区	254	13.2%																													
美浜区	496	25.8%																													
市内在勤・在学	63	3.3%																													

なお、本案に直接の関係がない一部のご意見については、記載を省略させていただいております。